

志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者の指定について

志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 志太・榛原地域救急医療センター
指定管理者 藤枝市瀬戸新屋 3 6 2 番地の 1
公益社団法人 志太・榛原地域救急医療対策協会
理事長 石井 英正
指定の期間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで